

議案第 8 4 号

自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて

自動車破損事故につき法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 4 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

記

1 和解の相手方

住 所 兵庫県三田市ゆりのき台三丁目 ●●●●● ●●●●●●●●
氏 名 ● ● ●

2 和解の内容

- (1) 三田市は、相手方 ●● ●に対し金 2, 1 9 2, 8 4 2 円を支払う。
- (2) 相手方 ●● ●は、三田市に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の異議、請求の申立てをしない。

3 自動車破損事故の概要

平成 2 4 年 7 月 1 5 日午前 7 時 5 分頃、三田市消防団員が火災出動のため三田市が配備した消防団車両で火災現場に向かう際、県道黒石三田線を北上中、右カーブでバランスを崩し、駐車場に駐車中の相手方乗用車を破損させたものである。